

令和8年5月13日

水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄

入札区分	事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価方式）					
工事件名	国交楮川浄水場沈澱池耐震補強工事(第15号)					
工事場所	水戸市田野町地内					
工事概要	楮川浄水場沈澱池耐震補強 国交 沈澱池耐震補強工事 一式 単市 付帯工 一式					
工期	600日間					
入札参加形態	特定建設工事共同企業体	3構成員(構成員1(代表者)、構成員2、構成員3)				
	構成員出資比率下限	20%				
予定価格	213,040,000 円（消費税及び地方消費税を含まない価格）					
最低制限価格	設定しない					
調査基準価格	設定する					
本工事に係る設計業務等の受注者(中日本建設コンサルタント株式会社)と資本若しくは人事面において関連がないこと。						
入札参加資格・条件	構成員1・代表者	登録工種	水道施設	格付等級	水道：A	
		総合数値(契約規程第8条に規定)	水道：800点以上			
		建設業の許可	水道施設工事業に係る特定建設業の許可			
		所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所(本店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input checked="" type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 国内 <input checked="" type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ " 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input checked="" type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 国内			
		技術者	事後審査書類提出日において、当該工種に係る監理技術者又は主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において次の条件を満たすものとする。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級土木施工管理技士の資格を有すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。			
		施工実績	平成23年度以降に、元請として同種工事(上水道施設、工業用水道施設における鉄筋コンクリート構造又はプレストレストコンクリート構造の浄水池、沈殿池、配水池の築造、改修又は補強工事。)について、公共団体等での施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人・法人税法第2条第5号に定める公共法人とする。			
		その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。			
		構成員2	登録工種	水道施設	格付等級	水道：A
			総合数値(契約規程第8条に規定)	— (構成員1を上回らないこと。)		
			建設業の許可	水道施設工事業に係る建設業の許可		
所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ " 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外					
技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。					
その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。					
構成員3	登録工種		水道施設	格付等級	水道：A	
	総合数値(契約規程第8条に規定)		— (構成員2を上回らないこと。)			
	建設業の許可		水道施設工事業に係る建設業の許可			
	所在地区分		建設業法に基づく主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ " 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外			
	技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。				
	その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。				
	設計 図書	閲覧	入札情報サービス(PPI)によりインターネット上に公開			
			URL : <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html</a> 及び水道総務課内閲覧場所			

質問	受付期間	公告日から令和8年5月27日(水)正午まで(休祝日を除く) FAXによる。 FAX : 029-231-8396
	回答期限	令和8年5月29日(金)午後
入札参加申請	申請方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書を提出し、入札参加申請提出書類を持参(申請期間内に水道部水道総務課まで直接提出)すること。
	提出書類	電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。 ア 一般競争入札参加申請書(様式第12号) イ 一般競争入札参加申請資料(様式第13号) ウ 技術者配置予定表(様式第14号)(ただし、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出) エ 元請としての施工実績表(様式第15号) オ 主任(監理)技術者重複申請書(ただし、該当する場合のみ) ※ ウの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。 以下の書類については電子入札システムによる申請後に持参又はFAXにより提出すること。 カ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の写し。
	申請期間	令和8年5月14日(木)午前9時00分から令和8年6月3日(水)正午まで
技術資料の提出	提出方法	書留郵便(締切日必着)又は持参(提出期間内に水道部水道総務課まで直接提出)すること。
	提出書類	ア 評価点算出資料一覧表(様式第1号) イ 技術資料(評価項目算定用)提出チェックリスト(様式第2号) ウ 配置予定技術者の施工経験評価資料(様式第5号) エ 監理技術者又は主任技術者の国家資格(技術検定合格証明書等)の写し。 オ 監理技術者資格者証及び同資格に係る講習修了を証明する書類の写し。 以下の書類については、該当する評価項目(ア 評価点算出資料一覧表(様式第1号)による。)について提出すること。 カ 工事成績評定評価対象工事資料(様式第3号) キ 企業の施工実績評価資料(様式第4号)及び添付資料 ク 週休2日制工事の施工実績に関する資料 ケ 配置予定技術者の施工経験に関する資料(施工経験を証明する書類(CORINS(竣工登録されたもの)を原則とする。)の写し。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。) コ 技能者(登録基幹技能者)の活用評価資料(様式第6号)及び添付資料 サ 災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定に関する資料 シ 緊急対応又は防疫業務の活動評価資料(様式第7号)、「緊急対応の活動証明書」請求書兼緊急対応の活動証明書(様式第8号)及び添付資料 ス 地域活動(ボランティア)の実績評価資料(様式第9号)及び添付資料 セ 若手・女性従業員の活用評価資料(様式第10号)又は若手・女性従業員の雇用評価資料(様式第11号)及び添付資料 ※ ウ、エ、オ、ケの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。
	提出期間	令和8年5月14日(木)午前9時00分から令和8年6月4日(木)午後5時00分まで
入札書の提出	提出方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、持参(提出期間内に水道部水道総務課まで直接提出)すること。
	添付書類	電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。 ■ 工事費内訳書(電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし、事前に承諾を得た場合には持参(提出期間内に水道部水道総務課まで直接提出)することも認める。) ※ 持参による提出の際は、入札書及び工事費内訳書を封緘し、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、開札日、工事名、入札者の商号又は名称を記載すること。入札書に「くじ番号(任意の3桁の数字)」を記載すること。
	提出期間	令和8年6月5日(金)午前9時00分から令和8年6月8日(月)午後3時00分まで
	開札日時	令和8年6月9日(火)午後1時30分
	開札場所	水道部水道総務課
事後審査に伴う関係書類	提出書類	入札(開札)終了後、落札予定者は、次の関係書類を提出すること。ただし、複数の者を配置予定技術者とした場合は、1名を選択し、関係書類を提出するものとする。 ■ 契約締結予定日から遡って1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27に基づく通知)の写し。 ■ 主任技術者の国家資格等(技術検定合格証明書等)の写し。 ■ 配置予定技術者との雇用関係を証明する書類の写し。 ■ 元請としての施工実績を証明する書類(CORINS(竣工登録されたもの)を原則とする。)の写し。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。 ■ 入札参加申請時に提出した一般競争入札参加申請書等の原本。 ■ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の原本。 ■ 完納証明書(市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの)の写し。
	提出期限	令和8年6月11日(木)午後5時15分まで

支払条件	前金払い	あり	部分払い	あり
支払い区分については別に定める。				
議会の議決に付すべき契約対象工事				該当しない
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事				該当する
週休2日制促進工事				発注者指定型
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は入札を取りやめる。  (1) 本工事の入札開始宣言時までに入札参加者が2者に満たない場合  (2) 応札者が2者に満たない場合</li> <li>■ 調査基準価格を下回る価格で契約した場合、落札者は建設工事請負契約書第10条第5項の規定にかかわらず、現場代理人と主任(監理)技術者はこれを兼ねることができない。</li> <li>■ 本工事は、楮川浄水場工事に係る分割発注工事であり、本工事の落札者又は同一年度の分割工事を施工中の者は、本工事入札以降に執行する同一年度の楮川浄水場工事に係る分割工事の入札には参加できない。ただし、前工事が完了した場合は、この限りでない。</li> <li>■ 本工事において、現場代理人を選任するときは、建設業許可における経営管理責任者又は営業所の専任技術者でない者を選任すること。</li> </ul>			
必須事項	本公告に定めるもののほか、入札説明書によるものとする。ただし、それ以外のものについては一般競争入札共通事項・基本様式によるものとする。			

## 支払条件（年度間の限定額）

国交楮川浄水場沈澱池耐震補強工事（第15号）は，令和8年度から令和9年度の2か年継続事業により行うものであり，各年度における支払区分を下記のとおりとする。

### 記

#### 1 請負金額の年度別支払区分

令和8年度支払限度額	令和9年度支払限度額
126,500,000円以内	残額

ただし，上記の支払区分については，市の都合により変更することができる。

#### 2 前金払

- ・継続費等に係る契約の前金払については，契約書約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは，「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては，各会計年度末）」と，同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて，これらの規定を準用する。ただし，この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては，受注者は，歳出予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することはできない。
- ・その他，水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）による。